

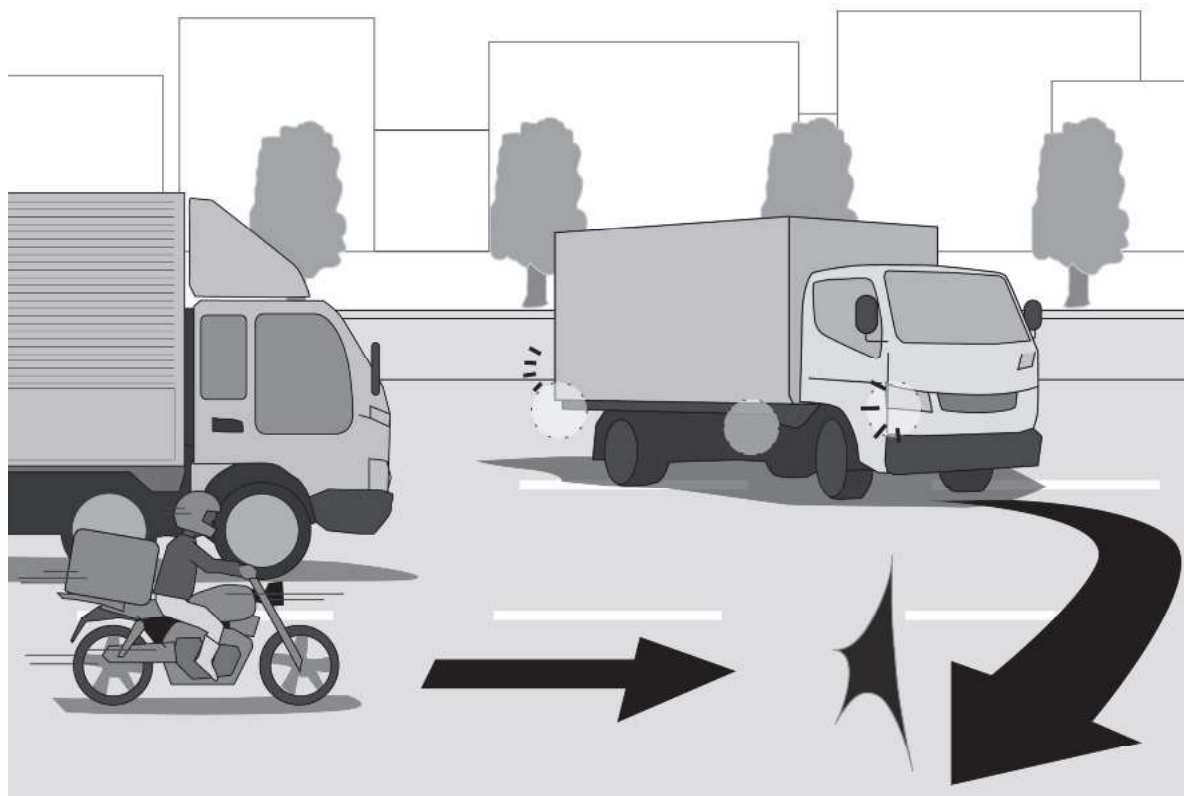
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 83

Uターンして後続の二輪車と衝突

事故の概要

- 発生日時 1月18日(火) 午前10時50分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転者が積み込み先への移動中、片側3車線の道路でUターンしたところ、後続の二輪車と衝突し、左距骨骨折・左足関節内果骨折の重傷を負わせたもの。
- 事故当事者 男性23歳 相手側 男性30歳
- 事故原因 運転者は積み込み先へ向かおうとしていました。片側3車線道路の第二車線を走行していましたが、反対車線側にあった目的地を通り過ぎてしまった為、Uターンを試みようとしてしました。対向車が途切れ、後続の大型トラックとの距離にも余裕があると判断してUターンを開始したのですが、第三車線を走行していた二輪車には気がついておらず、衝突により転倒させて重傷を負わせてしまいました。



提供：中部交通共済協同組合

被害／損害

30歳男子後遺障害9級

総損害額 1億2,700万円

■被害概要

- ・被害者の職業 契約社員（バイク便）
- ・被害状況 左距骨骨折、左足関節内果骨折。入院10ヶ月、通院8年。
後に骨折部分の委縮や反射性交感神経性ジストロフィーを発症し後遺障害9級。

■損害額内容

・治療費用	3,900万円
・休業損害	6,000万円
・逸失利益	1,800万円
・慰謝料	1,000万円
計	1億2,700万円

■運転者について

運転免許停止（60日）の行政処分を受けました。

被害者について

被害者はバイク便の職業運転手でした。大好きなバイクの運転が収入につながる理想の職場でいきいきと働いていました。被害者はこの日、いつものようにバイク便の荷物を引き取り、配達先へとバイクを走らせている最中に4トン車が突然、目の前に現れて衝突してしまいました。この事故で左足を車の後輪に踏まれたため、一部の骨が砕けてしまい、何度も手術をして10ヶ月間もの入院生活を余儀なくされました。その後、苦痛に耐えながら通院とリハビリを続けましたが、痛みの原因は反射性交感神経性ジストロフィーという症例だということが数年後によくわかりました。激痛の為に立つこともできない状態でしたが、原因がわかってからは治療やリハビリの方法も変わり、効果が出てきて徐々によくなってきました。しかし、この事故によるけがが原因で後遺障害を被り仕事ができなくなってしまい、将来に不安を抱いたまま今も困窮を強いられる生活が続いているのです。

この事故から学ぶ事

運転者は、反対車線側の目的地を通過したことに気づきました。対向車線は通行車両がなく、後続車両は少し離れて大型トラックが1台だったので、今しかない慌ててUターンを開始しました。その時、後続の大型トラックの横で第三車線を並走する二輪車を見落としていました。二輪車もまた運転者の車が見えない位置で先行する大型トラックに追従していたため、ブレーキをかけた横の大型トラックを衝突直前に追い抜くまで気がつきませんでした。

この事故の原因は、運転者が対向車線の安全確認するうちに速度が落ちてしまい、後続の大型トラックの存在が気になり、焦りの気持ちが生じて不十分な確認のままUターンをしたことにあります。焦りや急ぎの気持ちを捨て、一呼吸置いて、後続車をよく確認していれば、Uターンを中止することができ、この事故は起きなかったのです。

Uターンという行動は、他の車両の進路を妨げる為、とても危険な行動です。できる限りUターンは回避し、迂回してでも確実に目的地に行くようにしましょう。

提供：中部交通共済協同組合 安全推進部